

平成13年4月4日14:00～15:10

於：国土交通省都市・地域整備局会議室

第一回国土審議会半島振興対策分科会議事録

目 次

1 . 開 会	1
1 . 委員及び特別委員紹介	1
1 . 分科会長互選	2
1 . 分科会長挨拶	3
1 . 分科会長代理の指名	3
1 . 国土交通副大臣挨拶	3
1 . 議 事	
国土審議会半島振興対策分科会運営規則について	5
半島振興計画の一部変更について	6
半島振興の現況等について	1 2
そ の 他	2 2
1 . 閉 会	2 3

開 会

岩本半島振興室長 大変お待たせいたしました。国土審議会半島振興対策分科会の委員及び特別委員総数 8 名のうち、定足数であります半数以上の御出席を頂きましたので、ただいまから第 1 回国土審議会半島振興対策分科会を開会いたします。

私、事務局をお預かりしております国土交通省都市・地域整備局特別地域振興課半島振興室長の岩本でございます。分科会長が選出されますまでの間、この会議の司会を務めさせていただきますので、どうぞよろしく願いいたします。

さて、当半島振興対策分科会は、中央省庁等改革により平成13年 1 月 6 日に発足した国土審議会のもとに置かれた分科会でございます。皆様方には御多忙の中、本日の会議にお集まり頂き、誠にありがとうございます。

早速でございますが、会議を始めます前にお手元の資料を確認させて頂きたいと存じます。

資料 1 は分科会の名簿。1 枚紙でございます。資料 2 が分科会の運営規則（案）。2 枚紙でございます。資料 3 が半島振興計画の一部変更についての諮問。1 枚紙でございます。資料 4 が半島振興計画の一部変更についての協議書。1 枚紙でございます。資料 5 が西彼杵地域半島振興計画（案）。20 ページの冊子になっております。資料 6 が半島振興計画の一部変更（案）。横長の冊子でございます。資料 7 が西彼杵地域半島振興計画（案）の概要。3 枚紙でございます。資料 8 が半島振興対策の概要という 6 ページのものでございます。資料 9 が平成13年度半島振興関係予算額という 1 枚紙でございます。そして資料10が半島地域の現状という 3 枚紙でございます。このほか参考資料として、参考 1 が西彼杵地域の地図。カラー刷りのものがございます。参考 2 として観光パンフレット。参考 3 は分科会の関係の法令集でございます。

以上でございます。おそろいでございましょうか。

委員及び特別委員紹介

岩本半島振興室長 それでは、本日は第 1 回目の会議でございますので、議事に先立ち、

当分科会の委員及び特別委員に御就任頂きました皆様方を御紹介したいと思います。

まず委員の皆様から御紹介いたします。

生源寺眞一委員でございます。

矢田俊文委員でございます。

なお、小澤紀美子委員につきましては本日は御都合により御欠席との御連絡を頂いております。

次に特別委員の皆様を御紹介いたします。

今野修平特別委員でございます。

宮崎緑特別委員でございますが、お見えの御予定と伺っておりますが、少々遅れているようでございます。

続きまして脇本哲也特別委員でございます。

なお、木村良樹特別委員につきましては、本日は代理の方がお見えでございます。また、時子山ひろみ特別委員につきましては、本日は御都合により御欠席との御連絡を頂いております。

以上、当分科会の委員及び特別委員の皆様を御紹介いたしました。皆様方におかれましてはどうぞよろしくお願い申し上げます。

次に国土交通省からの出席者について御紹介させていただきます。

まず、高橋一郎国土交通副大臣でございます。

板倉都市・地域整備局長でございます。

半島振興担当の坂山審議官でございます。

阿部都市・地域整備局総務課長でございます。

大木都市・地域整備局特別地域振興課長でございます。

分科会長互選

岩本半島振興室長 次に、会議次第に沿いまして分科会長の互選に入りたいと思います。

分科会長は、国土審議会令の第2条第4項の規定により、当該分科会に属する委員のうちから委員及び特別委員が選挙することとなっております。いかがいたしましょうか。

今野特別委員 分科会長につきましては、地域問題全般に御造詣の深い矢田委員にお願いしたらどうかと思いますので御提案したいと思います。

岩本半島振興室長 ただいま今野特別委員から、矢田委員を分科会長にとの御提案がありました。皆様いかがでございましょうか。

〔「異議なし」の声あり〕

岩本半島振興室長 ありがとうございます。

皆様、御異議ないようでございますので、矢田委員に分科会長をお引き受け願うこととしたいと存じます。

それでは矢田委員、恐れ入りますが分科会長席の方へお願いいたします。

なお、これ以降の会議進行については矢田分科会長に議長をお願いしたいと存じますので、どうぞよろしくお願い申し上げます。

分科会長挨拶

矢田分科会長 ただいま分科会長に選任されました矢田でございます。皆様の御協力を得ながら円滑に運営を進めてまいりたいと思います。よろしくお願い致します。

分科会長代理の指名

矢田分科会長 早速ですが、分科会長代理を指名することになっております。私としましては、大変恐縮でございますが、前の国土審議会半島振興対策特別委員会の委員長代理で半島の問題に非常にお詳しい今野特別委員をお願いしたいと思いますが、いかがでしょうか。

〔「異議なし」の声あり〕

矢田分科会長 それでは今野特別委員、よろしくお願い致します。

今野分科会長代理 微力でございますが、頑張らせてい頂きたいと思います。よろしくお願い致します。

国土交通副大臣挨拶

矢田分科会長 続きまして、お忙しい中、高橋国土交通副大臣に御臨席を賜っておりますので、御挨拶を頂きたいと思います。よろしくお願い致します。

高橋国土交通副大臣 第1回国土審議会半島振興対策分科会の開催に当たり、一言御挨拶を申し上げます。

本日は御多忙の中お集まり頂きまして誠にありがとうございます。また、皆様方には半島地域の振興をはじめ、国土交通行政の推進に当たり、日頃より並々ならぬ御理解と御協力を賜っております。まず、この場をお借りして心よりお礼を申し上げます。

21世紀が幕を開けましてから、早くも3カ月余りが経過いたしました。国民の皆様は、新たな時代を迎え、それぞれの夢と希望に胸を膨らませておられることと存じます。新世紀における国民の皆様の期待と信頼に的確に応えていくため、本年1月、省庁再編が実施されたところでございます。

一方、半島地域は、我が国の国土面積の約1割を占めるほか、美しい自然や独特の歴史・文化に恵まれているなど、国土交通行政上も重要な地位にある地域でございます。中央省庁等の体制が大きく様変わりいたしましても、真に豊かな国民生活の実現と国土の均衡ある発展を目指す観点からは、半島地域の振興を図ることの重要性は、いささかも減ずることはないと確信しております。

本日は、半島振興に関するいくつかの議題につきまして御議論を頂くことといたしております。特にその中でも、長崎県の西彼杵地域の半島振興計画の一部変更に関しましては、国土交通大臣、総務大臣及び農林水産大臣から諮問文をお預かりしております。皆様方には十分な御審議をお願いしたいと思っております。

御存知のとおり、私ども国土交通省は、省庁再編に伴い、北海道開発庁、国土庁、運輸省及び建設省の4省庁を母体として新たに発足した組織でございます。省庁統合の成果を十二分に発揮するため、国民の皆様のニーズに柔軟かつ的確に対応しながら、ハード、ソフトの両面から、活力ある我が国経済社会の構築に全力で取り組んでまいります。

最後になりましたが、本日御列席の皆様方の今後の益々の御活躍を祈念いたしまして、甚だ簡単ではございますが、私の御挨拶とさせていただきます。

平成13年4月4日

国土交通副大臣 高橋 一郎

矢田分科会長 どうもありがとうございました。

高橋副大臣におかれましては、業務の御都合により本日はここで御退席されるということです。御了承頂ければと思います。

高橋国土交通副大臣 失礼します。よろしく願いいたします。

国土審議会半島振興対策分科会運営規則について

矢田分科会長 それでは、会議次第に従いまして議事に移りたいと思います。

最初の議題は国土審議会半島振興対策分科会運営規則についてであります。事務局から説明をお願いします。

岩本半島振興室長 お手元の資料2を御覧ください。この運営規則(案)は、親審議会であります国土審議会運営規則第9条に基づき、当分科会の議事の手続その他運営に必要な事項を定めるものでございます。基本的に国土審議会運営規則に準拠しながら作成しております。

まず第1条でございますが、会議の招集についてでございます。第2条で、やむを得ない場合は、いわゆる持ち回り会議も可とする旨、規定しております。また、第4条では会議や議事録の原則公開について定めております。第5条は、専門的審議を行う上で必要な場合には、委員等以外の者の出席を可とする規定でございます。さらに、第6条では分科会の下に部会を設けることができることを定めております。

当分科会に係る運営規則(案)は概略以上のとおりでございますが、特にこのうち第4条に関しては、昨今の情報公開の流れに沿って、去る3月15日に開催された第1回国土審議会において会議及び議事録の両方を原則公開するとの運用がなされる旨、決定いたしておりますので、当分科会においてもそれにあわせまして、次回以降は原則として会議を公開するとともに、議事録も発言者名入りで公開することとしてはいかがでございましょうか。ただし今回については第1回目ということで、まだ運営規則が定められておりませんでしたので会議は非公開といたしましたが、本日、運営規則が決定されましたならば、議事録については今回分から発言者名入りで公開することとしてはいかがかと存じます。

以上でございます。

矢田分科会長 どうもありがとうございました。

運営規則(案)及び公開について説明頂きましたが、御意見、御質問がございますでしょうか。

脇本特別委員 附則の施行日は何日からですか。

岩本半島振興室長 本日お決め頂きますれば、本日からということでございます。

矢田分科会長 ほかにいかがですか。

〔「異議なし」の声あり〕

矢田分科会長 それでは、運営規則については資料2のとおり、会議の公開については次回から、議事録については今回から発言者名入りで公開するということで決めたいと思います。よろしくお願いいたします。

半島振興計画の一部変更について

矢田分科会長 次に、本日の中心的な議題でございますが、半島振興計画の一部変更についてであります。本日は、半島振興法第3条第5項において準用する同条第2項の規定に基づき、国土交通大臣、総務大臣及び農林水産大臣から国土審議会会長あてに、半島振興計画の一部変更について当審議会の意見を求める旨の諮問の文書が届いておりますので、事務局から朗読をお願いいたします。

岩本半島振興室長 資料3でございます。読み上げます。

国都半第 5号

総行地第 37号

12農振第1720号

平成13年4月4日

国土審議会会長 秋山喜久 殿

国土交通大臣 林 寛子

総務大臣 片山虎之助

農林水産大臣 谷津 義男

半島振興計画の一部変更について（諮問）

半島振興法（昭和60年法律第63号）第3条第5項において準用する同条第1項の規定に基づき、長崎県知事から別添のとおり西彼杵地域に係る半島振興計画の一部変更の協議がありましたので、同条第5項において準用する同条第2項の規定に基づき、貴審議会の意見を求めます。

以上でございます。

矢田分科会長 どうもありがとうございました。

以上の諮問に基づきまして審議に移りたいと思います。諮問事案の詳細について事務局からよろしく願います。

岩本半島振興室長 それでは引き続きまして御説明申し上げます。

今回の計画変更は、参考1の地図を御覧頂きますとおわかりになりますように、これまで離島でございました長崎県西彼杵郡の大島町及び崎戸町の両町が、架橋により本土側の西海町と地続きになりましたことに伴い、昨年の12月に半島振興法に基づく半島振興対策実施地域である西彼杵地域に編入されましたため、同地域の半島振興計画の一部を修正する必要が生じた事案でございます。

一部変更後の計画(案)本文はお手元の資料5にあるとおりでございますが、ここでは変更箇所を対比いたしました資料6及び概要をまとめました資料7に基づき御説明申し上げます。

まず計画(案)の全体像についてでございますが、資料7を御覧頂たいと思います。

まずこの基本的方向として2つございます。(1)基本的方向。(2)重点施策。これは交通通信ですとか、観光、産業、水資源といった施策について触れております。

として具体的な振興計画の概要が載っております。1番目は交通通信施設の整備でございますが、道路、港湾、航路ということで、特に港湾については、追加になりました2町の港が明記されております。また情報通信施設の整備として、難視聴の解消あるいは携帯電話等の施設の整備というのがございます。次に、産業の振興としては農業の振興、林業の振興、2ページ目に水産業の振興、4番目は商工業の振興について記述がございます。3番目は観光の開発で、広域観光ルートの開発などが掲げてございます。また水資源の開発及び利用ということで、いくつかのダムを整備等が掲げられております。5番目は生活環境の整備でございますが、下水道、廃棄物処理施設等、あるいは公園、住宅関連、防災・消防・安全対策といったようなことでございます。6番目は高齢者あるいは児童に関する福祉の増進でございます。7番目が教育・文化の振興でございます。8番目に環境の保全及び国土保全が掲げられており、最後に、半島ということで広域行政の推進の点から、一部事務組合等の記述がございます。半島振興計画の全体像はこのような目次立てになっております。

次に、具体的にどのような箇所が変更になったかということについて資料6を用いまし

て簡単に御説明したいと思えます。現行計画からの変更箇所にはアンダーラインが引いてありますが、主な変更点としては、先ほどの大島、崎戸両町の編入に伴う関連データの修正あるいは記述の追加、これに加え、現行計画策定後、時がたっておりますので、その後の諸情勢の変化に伴う修正ですとか用語の適正化なども含まれております。

資料6の1ページ目でございますが、地域の概況というところでアンダーラインが幾つか引いてあります。この辺は地域編入に伴うデータの修正でございます。2ページの表も同様でございます。

2ページの半分から下に現状及び課題と書いておりますが、ここから5ページにかけては時点修正に伴うデータの更新が施されております。少し飛びますが、6ページでは、福祉あるいは教育文化のあたりで地域編入に伴うデータの修正を施しております。7ページについては、時点修正などに伴う新たな動きを踏まえ文言の修正をしております。

少し飛びまして11ページでございます。振興の基本的方向の節において産業の振興がございまして、ここでは、県の農政ビジョンが昨年改訂されましたので、それに併せて文言の修正をしております。また12ページの上の方では、県の水産構想が現在見直し中ということで、それに併せて微修正をしております。

12ページの下半分以降は具体的な振興計画についてでございます。13ページに参りますと、道路関係の中で左側に「大島大橋」の建設の推進を図るというところにアンダーラインがございまして、これはまさに橋が開通したことに伴い変更案では関係記述を削除しております。14ページですが、先ほどもちょっと御説明申し上げました港湾の関係については、編入2町の肥前大島港、崎戸港の2港を追加記述しております。

15ページでございますが、県の園芸ビジョンが昨年改訂されたのに併せて修正をしております。16ページに参りますと肉用牛のビジョンについてですが、これも昨年改訂されたため、併せて微修正をしております。

1枚飛ばしまして18ページでございますが、ここは観光関係の記述でございます。観光関連のいろいろな施設の整備の進捗に伴い時点修正を行っているところでございます。

1ページ飛ばしまして20ページでございますが、このあたりは一昨年にごみ処理広域化計画を策定したことに伴う修正を施しております。

21ページでございますが、福祉ということで、昨年、老人保健福祉基本計画が策定されたことに併せて文言の修正をしているところでございます。22ページの上半分は前ページと同様でございます。また、中ほどから下のところについては児童福祉の関係で、新計画

策定に伴う修正をしております。

1 ページ飛びまして24ページでございますが、県の環境基本計画が昨年策定されたものに併せて修正を施しております。

最後に25ページでございますが、広域行政の推進のところで時点修正に伴い一部事務組合の数等が増えておりますので、データ更新をしております。

長崎県を初めとする地元関係機関は、速やかに今御説明申し上げましたような計画変更を行うことを希望しており、資料4にもございますとおり、去る3月1日付けで計画の策定主体であります長崎県知事名による正式な協議書の提出があったところでございます。なお、今回の計画変更については、並行して関係の各省庁とも協議をいたしましたところ、そのすべてから異議がない旨、回答を得ておりますので、当分科会に本日諮問させていただいた次第でございます。

本日、当分科会の御了承が頂けましたら、事務局より国土審議会会長の御同意を頂きました上で、できる限り速やかに国土交通大臣、総務大臣及び農林水産大臣の3大臣による計画変更に対する同意を行いたいと考えておりますので、何とぞよろしく御審議のほどお願い申し上げます。

以上でございます。

矢田分科会長 以上の説明につきまして御意見、御質問ございませんでしょうか。

生源寺委員 今の御説明について特に異論があるということではございませんで、ある意味では当然の計画変更だろうと思います。1つ、非常に基本的な、初歩的な質問で恐縮なんです、半島に組み込まれるということでこの計画のカバーする範囲に入ることとありますが、同時に、島でなくなることによって、島であることによってカバーされていた地域振興立法的なゾーンなり施策から外れることになるのでしょうか。その辺の関係は、一般論としてどうなのかということもさることながら、このケースの場合、何か特段の配慮事項というものがあるのかどうか、非常に基本的な質問で恐縮でございますが。

岩本半島振興室長 半島に昨年12月に編入され、両町の橋でつながった部分については、平成13年3月31日いっぱい離島の対象地域から外れることとなります。そうしますと、離島でいろいろやっておりました補助率のかさ上げ等の事業についてはそういう恩恵が受けられなくなるということでございますが、激変緩和措置というのがございまして、補助率が引き下がることによる地元の負担増加分について、4年間ほど何らかの経過措置を講じることとなっておりますので、急に特例措置がなくなるということはございませんで、

特別交付税とか、地方債の特別な枠ですとか、そういった配慮がございます。

生源寺委員 どうもありがとうございました。

矢田分科会長 参考1の地図で、大島町、崎戸町の本体が橋で半島化するのによくわかるんですが、崎戸町の中に入っている2つの島、江ノ島、平島、これは離島振興法の関係ではどうなるんですか。

岩本半島振興室長 お答えします。

半島振興法上は市町村単位に地域を指定するという原則になっておりますので、青く塗られました平島、江ノ島も含めて半島振興対策実施地域にはなりますが、離島としては橋がかかった部分だけが解除され、平島、江ノ島はそのまま離島地域として残ります。ですので、地域指定が重複しますが、平島、江ノ島については離島地域として継続されるということでございます。

矢田分科会長 生源寺委員の質問はかなり微妙なところを突いていましたので。ありがとうございます。

ほかにいかがでしょうか。

脇本特別委員 本件に関しましては特段問題は見受けられないように思いますので、諮問どおり半島振興計画を一部変更するという事で、異議がないということで答申してはいかがかと思いますが、お諮りいただきたいと思います。

矢田分科会長 脇本特別委員から御発言がございましたが、いかがでしょう。

今野特別委員 資料6の21ページ、6の高齢者の福祉その他福祉の増進の(1)高齢者の福祉その他福祉の増進の方針というところで、1行目、「平成7年の国勢調査によると、本地域は人口に占める65歳の高齢者の割合は21.5%」と書いてありますが、65歳の次に「以上」が抜けているのではないかと思います。

岩本半島振興室長 御指摘ありがとうございます。

矢田分科会長 ほかにございませんか。

7ページの下線のところで、長崎県産炭地域振興財団に造成された基金とありますが、「造成」という用語を使うんですか。

岩本半島振興室長 基金では「造成」という言葉を使います。

矢田分科会長 そうですか。わかりました。行政用語ですね。

ほかにございませんでしょうか。

宮崎特別委員 漠然とした質問で恐縮なんですけど、実はこの地域、私、見に行ったこと

がございまして、橋が大変風光明媚というか、観光資源としても力のあるものではないかと思っています。地域全体は、今、我が国がIT基本法とか情報化ということで施策をどんどん進めているのはかなり対極の、情動的な意味での整備というのが非常に後れているんですね。先ほど移動通信の充実とかそういう文言はあったんですが、例えば全体の構想として、島が組み込まれて内陸型経済になることによってどういう産業構造の転換を図っていくとか、情報化の動きとどのような足並みを見出していくとか、そういう部分というのはどこに載っているんでしょうか。

岩本半島振興室長 適切なお答えになるかどうかわかりませんが、ITという関連でいいますと14ページに情報通信施設の整備がございまして、CATVですとか難視聴の解消、これはハードの面が中心になりますが、IT化の対応としては、あるいは移動用通信鉄塔施設の整備を促進するというようなことで、ここに大きくは含まれるということになるのかと思います。

矢田分科会長 よろしいですか。

宮崎特別委員 具体的にはそこから出てくるわけですね。施策としてはね。

先ほどの離島振興法と半島振興法との関わりというのはとても大事なところで、半島を半島としてだけ閉鎖的に考えてしまうと発展がないですね。ネットワークの時代ですから、島は島だけで独立した形というのはないですよ。経済的にも。そのときに、例えば交通インフラなどはどちらがカバーするんですか。橋ができれば交通的なものはもういいということになるんですか。江ノ島、平島との関係とか、その辺はどうなんですか。

岩本半島振興室長 江ノ島、平島は相変わらず離島として存続いたしますし、これは距離が離れておりますので、橋をかけようにも物理的にかけられる距離ではございませんので、ここは当然、離島航路というんでしょうか、そういったものを引き続き充実していくということで離島対策の中で考えていくことになるのかと思います。橋でつながったところについては、渡し船みたいなものがあつたとすれば廃止になると思いますが、橋でつながることによって実質的に本土とのつながりが強化されますので、ここには明示的には書いてございませんが、2町の島の中の道路についても現在整備をしているものがございすし。

矢田分科会長 ほかにございませんでしょうか。

大体お一人一言ずついただきましたので、先ほどの脇本委員の発言は宮崎委員の後ということにして、特に変更することがないので異議はないという発言をいただきましたので、

そのとおりにしたいと思いますが、よろしいでしょうか。

それでは、答申文案を御用意頂ければと思います。

一部修正として「以上」という2字をつけ加えて答申したいと思います。

岩本半島振興室長 それでは答申文の案を読み上げます。

(案)

国国土審(半)第 号

平成13年 月 日

国土交通大臣 林 寛子 殿

総務大臣 片山虎之助 殿

農林水産大臣 谷津 義男 殿

国土審議会会長 秋山喜久

半島振興計画の一部変更について(答申)

平成13年4月4日付け国都半第5号、総行地第37号、12農振第1720号をもって意見を求められた西彼杵地域に係る半島振興計画の一部変更については、審議の結果、異存ありません。

以上でございます。

矢田分科会長 ありがとうございました。

2字つけ加えたということをお含みの上で、当分科会としてはこれを答申としたいと思いますが、いかがでしょうか。

〔「異議なし」の声あり〕

矢田分科会長 それでは、当分科会としては答申を以上のとおりといたします。

本件につきましては、国土審議会会長の同意を頂いた上で国土審議会として正式な答申となりますので、念のために申し上げておきます。

半島振興の現況等について

矢田分科会長 続きまして半島振興の現況等についてでございます。この件についても事務局から資料の説明の後、皆さんから自由に御意見を頂きたいと思っておりますのでよろしくお願いいたします。

岩本半島振興室長 それでは、お手元の資料8、9、10を使いまして簡単に御説明を申し上げたいと思います。

まず資料8でございますが、半島振興対策の概要について記述をしております。第1に半島振興のあらましでございますが、法の成立のところで、半島振興の必要性が述べられています。半島地域は三方を海に囲まれ、幹線交通体系から離れているなどの制約から、産業基盤ですとか生活環境整備が他地域に比べて低位にあるという状況でございます。その結果、人口の減少、高齢化の進行などが進み、振興を図ることが重要であるという認識に立ち、昭和60年に議員立法として半島振興法が成立したものでございます。

その後、昭和63年に交通基盤の整備を促進するための条項等が一部改正で追加され、さらに、この法律は10年の時限でございましたので、平成7年に半島振興法の延長、併せて情報の流通等の配慮規定を追加するという改正が行われ、現行の法律は平成16年度末まで有効ということでございます。

2ページ目に第2として半島振興法の概要でございますが、皆様御承知のように、まず半島振興対策実施地域の指定がございます。一番最後の6ページの図にもございますように、現在22道府県にわたり23の地域が指定されているところでございます。これはすべて都道府県知事の申請に基づいて指定されております。

地域が指定されますと、半島振興計画を知事が作成いたします。計画期間はおおむね10年間でございます。

第3に具体的な支援でございますが、国土交通省以外に関係省庁を含めましていろいろな支援措置をとっているわけでございますが、まず財政上の措置ということで、の半島循環道路等の整備についてであります。これは法第10条関係でございますが、主要な道路については事業費の確保に配慮、特に地方道の改築経費については国庫補助率の特例措置として、通常50%のところ、55%になるという特例がございます。また に法第11条関係として、基幹的な市町村道等については都道府県が市町村に代わり新設、改築を行うことができるという措置もございます。また にありますが、地方単独事業で行う道路整備事業に対して、地域総合整備事業債という地方債の許可がなされる措置がございます。3ページでございますが、 として地方税の不均一課税に伴う措置としまして、自治体が事業

税あるいは不動産取得税又は固定資産税について不均一課税を行った場合に、減収額のうち一定の部分を補てんをするという措置もございます。

また、金融上の措置でございますが、日本政策投資銀行ですとか中小企業金融公庫等からいわゆる低利融資が制度として実施されております。

次に税制上の措置でございますが、特別償却、事業用資産の買換え特例、特別土地保有税の非課税の3種類ございまして、半島地域に企業を誘致育成して所得水準の向上と雇用機会の拡大を図るためにこういった税制上の支援措置が講じられております。

この他にもコンピューター空港の整備ですとか情報の流通、老人福祉、文化の振興、こういったいろいろな面について配慮するという規定が法律上定められているところでございます。

4ページ、5ページは半島振興法のスキームをポンチ絵風にしたものでございますので、御参考までに御覧頂ければと思います。

対策の概要は以上でございますが、次に資料9、それでは13年度に半島関係でどのような予算が国として作られているのかという一端を御紹介したいと思います。関係省庁を含めてハード、ソフト、いろいろな事業がたくさんあるわけでございますが、資料の制約等がございますものですから、今回は国土交通省半島振興室のソフト関連の調査ものを中心とした予算についてのみ御紹介させて頂きたいと思っております。

平成13年度の当初予算額としては約8,000万円強でございます。昨年度に比べ約7%の伸びを確保しておりますが、5つほどの内容がございます。

13年度新規で、1番目は半島いきいきネットワーク形成促進事業です。これは半島でのいろいろなタイプの相互交流あるいは連携ネットワークの構築を促進していこうという事業で、複数の半島の間ですとか都市と半島の間、あるいは異業種間といった様々な連携交流を図るためのモデル事業でございます。

2番目の半島地域人づくりモデル調査は、人材育成のための研修等ございまして、昨年度は室津大島で観光PR手法の学習等を実施しております。

3番目は半島地域文化活動活性化事業です。これは半島の伝統文化の継承・発展ですとか海外との文化交流等を図ろうというもので、12年度は能登において珠洲焼等の伝統文化の保存継承ですとか、薩摩での世界半島会議といった事業を実施いたしました。

4番目に半島広域振興プロジェクトモデル調査がございますが、これは地元の住民が主体となりました広域的なプロジェクトに関する具体的な計画づくりを支援する事業で、例

えば昨年では大隅で新規就農者の受入体制づくりといったものを実施いたしました。

最後にその他でございますが、創意工夫による主体的な活性化の取組について優良事例表彰ということで表彰制度を設けておりまして、昨年では男鹿のワールドソーラーカーラリーが国土庁長官賞として表彰を受けております。

半島振興室関係の予算は以上でございます。

最後に資料10について御説明いたしますが、現状でわかる範囲のデータを集めたものでございます。若干データの古いものもありますが、資料の関係の制約でございますので御容赦頂きたいと思っております。

まず初めに面積ですが、半島地域は我が国の国土の約1割を占めておりますが、可住地の面積を見ますと全国平均に比べて若干低いという状況でございます。

2番目に人口でございますが、全国人口の約3.7%が半島に居住しております。その趨勢を見ますと、依然として人口の減少が続いております。また、高齢化率については半島平均で23.1%ということで、全国平均を上回っているところでございます。

3番目に産業でございますが、第一次産業就業者の割合が極めて高いというのが特徴で、全国の約3倍ほどの割合になっております。次のページに行きまして、工業集積度を見ますと、趨勢ではわずかながら改善される方向にはございます。しかしながら全国と比べて見ますと依然として低水準でございます。また、観光入込客数については、近年若干頭打ちという傾向が見てとれるかと思っております。

4番目に所得・財政力でございますが、1人当たりの課税対象所得額については全国平均の約7割弱という水準になっております。また市町村の財政力指数でございますが、相対的には改善されつつありますが、いまだ全国平均より低いという状況でございます。

5番目の生活基盤でございますが、例として下水道等普及率あるいは市町村道の改良率が掲げてございますが、依然として全国平均に比べますと後れているという状況が見てとれるかと思っております。

3ページでございますが、6番目に交通の状況について、高速交通機関からのアクセス時間を見ますと、高速道路のインター、空港、新幹線の駅までの所要時間の平均はかなり改善されております。しかしながら平成11年におきまして、特に空港、新幹線は90分以上かかっているという状況で、依然として高速交通機関への利便性は十分に実現されているとは言えない状況でございます。

また7番目に自然環境でございますが、海岸線延長で見ますと全国の約24%、森林の面

積比率で見ますと全国より若干上回る程度の森林を有している状況でございます。

最後に歴史・文化でございますが、かつて内外の交易の拠点であったところも多くございます関係上、独特の歴史的資源・文化的資源に恵まれているかと思えます。そこに掲げてございますのはあくまで例示ですが、いろいろな資源に恵まれているということでございます。

以上、半島地域の現況等について概略御説明を申し上げます。

矢田分科会長 どうもありがとうございました。

きょうはこれを採択するという話ではございませんので、半島振興一般について皆さんから御意見を頂ければということでございますので、どうぞ御自由に、よろしく願いいたします。

脇本特別委員 国土交通省として1つになりましたから、国土交通省内での連携プレーをよろしくお願いしたい。特に資料10の3ページに海岸線の延長が出ています。これは自然環境ということで取り上げていますが、半島の一部には非常に危険な海岸がある。高波がくる、あるいは高潮がくる。こういう場合に越波をして周辺の民家に影響を来すという海岸も随分あるわけです。これは従来は都道府県と建設省のやりとりでいろいろやってきましたけれども、いまだ危険な海岸が残っている部分があります。

私は、海岸というのは、特に半島海岸というのは人との触れ合い、人に優しい海岸づくりというのが必要と思っています。そういったことから考えますと、保全的な海岸整備をまずして頂くということが非常に大事なことではないのかなと、このように思っています。特に独特の歴史的な関係では随分恵まれているなと思っています。この恵まれた歴史的な半島をこれからも残していく、このことのためにも海岸保全対策というのは非常に必要なことではないかなと、そう思っています。

それからもう1つ、これは従来からいろいろ議論のあったところですが、財源対策で半島振興債みたいなものが起こせないものかどうか。これも過疎債的なもので、後で地方交付税などで償還分の支援もしていただけると、こういうようなことがあるならば、場所によっては過疎債、それから半島振興債、さらには地域整備債、これがありますと自由に単独でも地域の事業が進められると、こういうように思うわけですが、国土交通省になった関係からいって、ぜひこれらのことも省内での議論に積み込んでいただければ大変ありがたいと、こう思っています。

矢田分科会長 この件で御意見は。

板倉都市・地域整備局長 連携という点は御指摘のとおりでございますが、例えば海岸で申しますと、今まで建設省所管の海岸、運輸省所管の港湾、農水省所管の海岸・漁港という3つの所管に分かれていたわけですが、これから港湾と少なくとも一般海岸は国土交通省が担当することになりますから、大半は私どもの所管ということになりますので、各局の連携を十分とり、御指摘頂いたような観点から海岸というものをよく見直してみたいと思っております。

それから財源対策の方は、今、御承知のとおり国土計画、地方計画全体の見直しを進める中で、地方振興策というのもその中で検討されていくんだと思うんですが、確かに必要なことはしていけばいいと思うんですが、ある地域だけをとらえて特別の財源措置ということについては、むしろ一般的には見直しをしようという方向でございます。これは全然関係ございませんが、例えばつい先だっても新産工特法を廃止したんですが、これは第一次の全国総合開発計画の骨格的な政策であったわけですが、40年近くの時代の経過の中で、インフラを整備して企業を誘致するというコンセプト自体が時代に合わないということで、一定の経過措置を講じた上で廃止した例もございます。それはある意味では全国的な地域の中では比較的恵まれた地域だということもあって廃止が可能になったかと思えます。逆に条件不利地域では、施策によってはさらに充実しなければいけないという面もあると思えます。これから私どももよく勉強させて頂きたいと思えますが、全体的な国土計画、地方計画の検討の中で今日的な点検を加えていこうということになるかと思えます。

矢田分科会長 ほかに御意見ございませんでしょうか。

今野特別委員 半島だけではないんですが、離島も全く同じですし、過疎も基本的には同じなんですが、なぜこういうような特別地域ができ上がってしまったのかというのは、資本主義経済体制のもとで市場メカニズムが働かない地域として残されているということにあります。それに対して政府は、今まで50年間大変な努力をしてきたと思うんですが、市場に対する政府の役割に限界があって、公的社会資本その他については非常に努力してきたんだけど、本当の意味の原因をつくっている産業振興というところに手がなかなか届かない。これが人口減少を継続的に起こしていたり、人口流出が起きていたりというようなことになっていると思うんですね。したがって、特別地域の振興というのは基本的には市場メカニズムを働かせるための支援策というのが非常に大事なんじゃないか。先ほど宮崎委員から情報の話もありましたけれども。

しかし現実の半島振興の政策として出てきているのは日本政策投資銀行から多少の金融上の措置があるくらいなんで、こここのところをどういうふうに強化していくかというのが課題として残っていると思うんですね。率直に言うとちょっと弱いと。企業体そのものも個人経営なんかが多いし、所管の大臣なんかでも、半島振興に関わるのは国土交通省と総務省と農林水産省という状況であります。しかし就業者構造からいったらここでも一次産業の就業者の比率はどんどん下がっているわけで、圧倒的に地域経済を支えているのは半島でも二次産業、三次産業になっているわけなんで、その辺の抜本的な検討が、半島振興だけではなくて全体の地域振興上の問題としてあると思っているわけですが、その辺の政策的な御検討を、中央政府の組織が体系化してきましたから、ぜひやって頂けないかと要望をしておきたいと思います。

矢田分科会長 なかなかポイントを突いた話で、一番難しいところですね。コメントはいかがですか。

板倉都市・地域整備局長 実は、旧国土庁の地方振興局と大都市圏整備局と旧建設省の都市局が1つになりまして、大都市から地方振興まで、非常に領域としては広がっているわけですが、国土交通省という1つの大きなくくりの中で総合力を発揮していけば地域振興にプラスに働くと、その面では私は積極的に評価して頂いて構わないと思うんですが、確におっしゃいますように条件不利地域はそれぞれ特色がありまして、問題の所在は違うと思いますけれども、どういう施策が今日的に有効なのかということについては私どもも必ずしも「これだ」というものをまだ見出すことができていないといいますが、率直に言いましてそういう状況ではないかと思っております。

今おっしゃったような基本的な観点から地方振興というものを考えた場合にどういうことになるのか、私どもは国土管理というような非常に大きな政策の枠組みを考え、その中で国が国土の管理というものについてどういう公的な関与をするのが今日的に一番ふさわしいかという大まかな尺度というのは持っているつもりでございますが、それぞれの地域について何が一番適切かという整理がまだ十分できておりませんで、早急にしていきたいと思っている次第でございます。今は半島地域についてどうということまで、正直に言いまして施策の体系化ができていないというのが現状ではないかと思っております。

宮崎特別委員 今野先生が大変核心を突いたお話をくださって、まとめてくださったんで、現実が非常によくわかったという感じがしているところなんです、その延長線上で申し上げたいと思うんですが、地域の問題というのは、東京の視点に立っては各地域の問

題が見えないのは当然なんです、各地域の中でも中心的な都市の視点に立つと周辺の地域の問題というのは見えてこないんですね。利害関係が違い、立場が違い、価値観が違うということで。半島振興計画の作成というのは、資料8の4ページのスキームで書いてあるところでも都道府県知事が作成ということになっておりますね。市町村があって、その上に都道府県があって、国があってという2階建て構造を地方分権で水平に崩そうという方向にあるときに、地域の問題を都道府県単位で作成していて本当に地域の需要が満たされるような施策がとれるかどうか、ちょっと大きいような気がするんですね。もう少し地域に根差した単位でつくったものを、国土全体のバランスから中心的なコーディネーター的な役割のところを調整していくというような形の方が、先生がおっしゃった市場メカニズムを働かせる上でももう少し現実に近いのではないかという気がしておりますし、プラス、半島振興法で定めている内容というのは割とハードですよ。ソフトをどうするかという部分と、シリコンバレー的な情報産業を立地するためには税制上の特別な措置が要るかもしれないしというようなほかの分野との連携ですね、これをどのぐらいまでリーダーシップをとって施策としてまとめていくことができるのかということについては、これからどういう哲学でお進めになるのかを伺いたいと思います。

板倉都市・地域整備局長 確かにおっしゃいますように地方分権というのは非常に大きな流れだと思います。特にまちづくりというようなレベルでとらえますと、都市計画法というのは7割以上が決定主体が市町村に下りておりまして、都道府県は広域的な問題について調整する立場と、そこら辺ははっきりしているかと思えます。ただ、半島振興というようなレベルでとらえた場合に、それぞれが自立して自主的な取組をして頂けるような状態に入っていればそういうふうにかきかえるべきだと思っておりますのでございますが、現状は、都道府県が全体を見て半島地域について県全体の立場から施策を講じていくということも過渡期的には残さざるを得ない状況にあるのではないかという感じがしておりまして、地域振興立法では半島振興法というのは新しいわけでございますが、県が基本計画を策定するという意味合いはそういうところにあるのかなと思えます。いずれは基礎的な自治体である市町村が振興計画を策定するというような状況に早くなっていただきたいと。それまで私ども国としてもいろいろなお手伝いをさせて頂きたいと、そういう立場ではないかと考えている次第でございます。

矢田分科会長 御意見ございますか。

生源寺委員 御説明を伺っていて、法律の趣旨は一義的にはそこに住んでおられる方、

あるいはコミュニティーのためにこういう法律制度があるということで理解したわけですが、予算措置、これはほとんどソフトの関係だと思いますが、このあたりを見ておきますと、今の宮崎委員の御発言を踏まえた上でということになるわけですが、外からの目と見ますか、都会の人々、あるいは半島を訪れる立場になるかもしれない方々から見て、半島の振興の意味とは何だろうかという視点がにじみ出ているような感じがするんですね。一義的にはそこに住んでおられる方の福祉の問題なり産業の問題であるということではあるんですが、同時に、いろいろな意味での優遇措置なり、資源を投入するということがあるとすれば、やはり都会の人々なり外の人々にとって半島の振興がどういう意味を持つかということをしちゃんと踏まえて、また外にきちんと表現していく必要があるんだろうと思うんですね。

私の本日の感想はそれに尽きるんですが、関連しまして、先ほど半島についても第一次産業の就業人口の比率がイメージよりは小さいと見えますが、現に減っているということがございました。恐らく生み出されている付加価値と見ますか、所得で見るともっとシェアは小さいと思います。ただ逆に、その産業がカバーしている土地なり、海洋も含めて、面という観点から見ると、このシェアはまだ非常に大きいだろうと思うんですね。これは半島に限らないのかもしれませんが、こういった地域の特徴だろうと思うんです。自然資源の利用としては非常にドミナントな存在として第一次産業があるわけです。しかし所得という観点から見ると本当にわずかな形になっていると。しかも、農家が典型であります、いわば兼業という形で多就業の形態をとっていると。このことが付加価値で見たり、就業者で見たり、土地の面積で見た場合にシェアにギャップが出てくるということの根本だろうと思うんですね。その地域でいかにして所得の獲得機会を生み出すかということになりますと、第一次産業だけに着目していたのでは多分だめだろうと思います。そこを出発点にしていいわけですが、ほかのセクターとどう連携していくかということが避けて通れないと思うわけです。

ただ同時に、半島のリソース、資源の賦存条件のストロングポイントということになりますと、やはり自然資源、特に海洋との接点という点が非常に大きいわけでありまして、その二面性というものをうまく生かすような振興策というのが必要だろうと思うんです。これが冒頭に申し上げました、中から見た場合の振興の理念なりと、外から眺める人にとって、あるいは訪れる人にとってどうかという、兼ね合いというような話につながっていくのかなと、感想にすぎませんが、感じた次第です。

矢田分科会長 コメントは。

板倉都市・地域整備局長 ありがとうございます。本当にそういう観点が非常に重要かと思えました。私どもは実は、半島振興に先立ち、期限が到来する地域振興立法が幾つかございまして、近く離島振興法とか豪雪地帯の法律とか、期限が到来するわけですが、恐らく期限で終わりということになりませんので延長すると。延長するとすれば、例えば離島なら離島で一体どういう意味があるかということ、先生がおっしゃるように一般の人にわかりやすく訴えられるかどうかということがベーシックに重要な部分だろうと思っております。今の先生の半島についての御説明というのは非常にわかりやすく、私どももそういうところが出発点になるのではないかと思いますので、ぜひそういう観点から半島についても情報発信、一般の方々にわかるように勉強してみたいと思っております。

矢田分科会長 私も最後に一言、議長ではなくて委員として意見があって、私は新産都市の廃止の委員でもありましたし、産炭地域の委員もずっとやっております。一定期間に地域がかなり変わっていくんで、本日のデータは全部平均値で出されておりますが、地域ごとに指標を出したらどうなるか。特にハンディキャップ地域の指標というのは人口増減であり、高齢化率であり、あるいは財政力指数である。だからこそ市場メカニズムで救えないところを投入するんだと言いながら、この期間、かなり変化していると思うんです。私、ちゃんとやっていませんが、房総なんていうのは相当変わっているだろうなど。あるいは伊豆も相当変わっているだろうなど思っていますし、今日の西彼杵も長崎の通勤圏に入っているところは人口が増えているという記述がございました。

1つは、本当にハンディキャップ地域として支援しなければならない地域であり続けているのか、条件をかなりクリアして、卒業してよろしいのではないか。卒業という概念はこの法律にはございませんが。それから一定の地域内でも市町村ごとに相当差が出てくるといいますか、金沢に近い方と能登の突端では大分違うのではないのでしょうか。国民の税金ですから、市場メカニズムでどうにもならないけれども生活基盤整備をしていかなければならない、産業振興していかなければならないとすれば、これは重点的、かつ限定的に支援すべきではないか。市町村別にシェアがあったときに、何でこれが半島振興法の対象地域なのかというのが必ず出てくると思うんです。ある面では地元の努力であり、インフラ整備の結果でありますので、非常に難しいと思っておりますが、半島は周辺の地域の振興によっては、巻き込まれて結果的に元気が出る場所だってあるのではないのでしょうか。そ

の辺の努力の結果がきれいに出てくるような指標を明示して頂いて、延長するにしても卒業という概念をはっきりさせていく必要もあるのではないのでしょうか。全国の平均値より恵まれた市町村というのはどんどん外していったらどうかと思うので、そのところがこの法律のスキームに入っていないもので、大変微妙なところですが、重点的かつ本当に厳しいところに支援するという哲学を貫いていった方がいいかと思っております。

ほかにございませんでしょうか。

それでは、第3の議題については皆さんから御意見を頂くということで、まとめる必要もないと思いますので。大変重要な意見を頂きまして、今後の参考になるかと思います。第3の議題については以上で議事を終了したいと思います。

そ の 他

矢田分科会長 その他とございますが、ほかに御意見ございませんでしょうか。

なければ議事を終了いたしますが、本日の議事の概要については、この会議が終了後、速やかに公表したいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

最後に、局長から御挨拶をお願いしたいと思います。

板倉都市・地域整備局長 国土交通省の都市・地域整備局長の板倉でございます。一言御礼を申し上げたいと思っております。

先生方におかれましては、本日、大変お忙しい中御出席を賜りまして、また短時間ではございましたが非常に御熱心に御審議頂き、貴重な御意見をたくさん頂きまして、改めて御礼申し上げる次第でございます。本日御答申頂きました西彼杵地域の半島振興計画の一部変更については、早速手続に入らせて頂きたいと思っております。

先ほど申し上げましたが、私ども、1月の中央省庁の再編により国土交通省、審議会も、国土審議会と社会資本整備審議会と交通政策審議会と大まかに3つにくぐられまして、そういった新しい体制に入ったわけでございます。役所の審議会も第一歩を踏み出したばかりで、まだ足取りがしっかりしていないところもあるかと思っておりますが、私ども、統合の成果が着実に現れるように精いっぱい頑張っていきたいと思っております。

また、半島地域の問題というのは、省庁再編のいかんを問わず、また世紀が改まりましても我が国の非常に重要な政策課題であると考えておりまして、私ども、先ほど委員の先生の御指摘にもございましたように、統合されました各局の連携を十分とり、また他省庁

とも十分連携をとり、半島地域の振興の施策の実が上がるように努力していきたいと思っております。

先ほどもちょっと申し上げましたが、今、新しい国土交通省の中で国土計画、地域計画の見直しの作業に着手したところでございまして、その中でそれぞれの地域振興策というものの今日的な意義をはっきりさせた上で、矢田分科会長がおっしゃって頂いたように本当に必要なところに重点的な支援をしていくことが必要かと思えます。そういう観点から私どももこれから一生懸命勉強させていただきたいと存じます。本日は第1回目ということで、半島の現況を御紹介させて頂いた程度にとどまったわけですが、これからは御審議ができるだけ実質的に進みますように、資料等いろいろ努力して出させて頂きたいと思えますので、今後とも御指導、御支援を賜りますようお願い申し上げまして御礼の挨拶にさせていただきます。ありがとうございました。

矢田分科会長 どうもありがとうございました。

ほかに事務局からございませんか。

岩本半島振興室長 特にございません。

矢田分科会長 それでは、以上をもちまして第1回の国土審議会半島振興対策分科会を閉会いたします。円滑な議事進行に御協力賜りましてありがとうございました。

閉 会